

日本労働年鑑 第56集 1986年版
The Labour Year Book of Japan 1986

第三部 労働政策

III 社会保障

4 社会福祉制度の改革

社会福祉制度の見直し

八五年度予算の編成をめぐって問題となってきた補助率の国庫負担割合の切り下げ問題や、老人介護施設にかんする新しい施設の構想と、これにたいする社会保険財源の導入(社会保障制度審議会の建議、後記)などを契機として、社会福祉政策の各分野についての見直しの気運が高まってきた。身体障害者対策、児童手当制度については、すでに大幅な改革が実施された。

政府レベルにおける補助金をめぐる改革の動きにたいして、厚生省では八五年一月、事務次官を中心に関係各局長クラスによる検討委員会を設置し、厚生省としての考え方を整理していると伝えられる。委員会においては、(1)老人福祉など地域と密着した施策が必要な部分についての町村負担の導入、施設福祉と在宅福祉における国と地方負担との整合性の検討、(2)保育所のように普遍化し、利用者負担も相当程度に達している分野について、利用者が選択できる仕組みの検討、など社会福祉政策についての基本的な課題がふくまれていると伝えられる。

社会福祉施設の措置費のうち、利用者にたいする直接処遇費となる一般生活費について、現在は生活保護基準の改定率に準じて毎年引き上げられている。この水準の決定方法を見直すため、厚生省社会局に「社会福祉施設運用費問題検討会」が設置され、八六年度予算に向けて検討中と伝えられている。

臨時行政改革推進審議会(土光敏夫会長)の地方行革推進小委員会(瀬島龍三小委員長)は、八四年一二月一四日、「地方公共団体に対する国の関与・必置規制の整理合理化」にかんする報告をまとめており、社会福祉関係についても社会福祉施設の認可の簡素化などが提案された。

老人福祉制度の改革

社会保障制度審議会は、八五年一月二四日、「老人福祉の在り方について」と題する建議を内閣総理大臣あて提出した。この提言においては、「老人福祉対策を抜本的に見直し、新しい考え方のもとにこれを推進することが緊急の課題であるとの認識のもとに審議を行い」多方面にわたる分野のうち、当面緊急に対処すべき事項を重点的に取り上げた。

建議の構成は、以下のとおりとなっている。

- 第一 老人福祉の社会的背景
- 第二 要介護老人のための対策
 - 一 重介護を要する老人のための対策
 - (1) 介護施設の整備
 - (2) 痴呆性老人のための方策
 - 二 一般の要介護老人のための対策
 - (1) 在宅サービスの拡充

- (2) 住宅対策の推進と環境の整備
- 第三 老人福祉における役割分担と費用負担
 - 一 役割分担の基本的考え方
 - 二 公的部門の役割
 - 三 インフォーマル部門の役割
 - 四 民間企業の活用と規制
 - 五 費用負担
- おわりに

この建議においてはじめて具体的に提案された病院と特別養護老人ホームとの「中間施設」構想を具体的に検討することを目的に、関係の専門家・学識者からなる「中間施設に関する懇談会」が厚生省に設置され、八五年四月二四日に第一回の懇談会が開催された。この懇談会においては、要介護老人の動向や保健・医療・福祉サービスの実態など要介護老人対策の現状と問題の所在を把握し、要介護老人の処遇や費用の負担のあり方を明らかにするとともに、「中間施設」の性格、サービス内容、費用負担などを中心に要介護老人対策の方向について幅広い検討がおこなわれている。

費用負担の問題に関連して、中央社会福祉審議会の老人福祉分科会(会長・太宰博邦氏)は、八四年一二月一九日、「養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに係る費用徴収基準の当面の改定方針について」意見具申した。このなかで、在宅者との負担の公平化をはかるため、老人ホーム入所者の費用負担を見直すべきだとしており、具体的には、(1)食費相当額(材料費)を原則として負担(負担能力のない人には減免措置)、(2)費用徴収の限度額の段階的廃止、(3)個別的日常費の控除額の見直しを提言している。

児童手当制度の改正

八五年六月一九日、児童手当法の一部を改正する法律案が成立し、同二五日公布された。児童手当制度は、一九七二年、わが国の社会保障制度のなかで最後の制度として創設された。その後、七九年における財政制度審議会の答申や、八一年七月の臨時行政調査会の第一次答申などにおける財政の緊迫を背景とする制度の見直しが提起されてきた。八二年六月からは、いわゆる行政改革特例法の特例措置により、児童手当の所得制限の強化がおこなわれ、このなかで八五年五月を目途に必要な見直しをすべきことが規定された。これをうけて、八四年六月から、制度のあり方を検討していた中央児童福祉審議会の児童手当部会(岩尾一部会長)は、同年一二月、「児童手当制度の当面の改革方策について」とする意見具申をおこなった。この内容に従い、児童手当法の一部を改正する法律案が八五年四月一九日、国会に提出された。

今回の改正の概要は、つぎのとおりである。(1)児童二人以上を養育している家庭から支給する(現行は、三人以上の家庭から支給)、(2)手当の支給期間を義務教育就学前(小学校入学前)とする(現行は、義務教育終了までの期間支給されている)、(3)児童手当の額は、第二子については、月額二五〇〇円、第三子以降の児童については、現行制度と同様月額五〇〇〇円とする、(4)実施時期は、八六年六月からとする。

なお、衆・参両院の社会労働委員会において「将来における児童手当制度の位置づけおよび国民の費用負担のあり方について可及的速やかに明確な基本方針を示し、国民的合意の形成をはかること」とする付帯決議がおこなわれた。

児童扶養手当法の改正

八四年三月、第一〇一国会に提出され、第一〇二国会に継続審査となっていた児童扶養手当法の一部を改正する法律案は、衆・参両議院において修正のうえ、八五年五月三十一日成立した。主な修正内容は、(1)未婚の母にも従来どおり支給すること、(2)原案で七年とされていた支給期間の有期化をおこなわないこと、の二点である。

生活保護制度の見直し

生活保護の受給者が土地や住宅などの不動産を所有しているケースが多いなど生活保護制度をめぐる提起されている課題について調査研究をおこない、今後の生活保護の運営改善に資することを目的として、厚生省社会局長の私的研究会として「生活保護制度運営研究会」が設置され、八五年一月一七日初会合が開催された(座長・翁久次郎厚生年金基金連合会理事長)。

身体障害者福祉法の改正・施行

身体障害者福祉法の一部を改正する法律が八四年八月七日公布され、同年一〇月一日から施行された。今回の改正は、八一年の国際障害者年を契機として障害者問題にたいする関心と理解が深まったのをうけ、身体障害者対策のいっそうの推進をはかるためにおこなわれたものである。主な内容は、(1)障害別に規定された施設を統合し、ニーズに即応するため施設運用の弾力化をはかること、(2)身体障害者更生援護施設における費用徴収の規定の整備などである。

日本労働年鑑 第56集 1986年版

発行 1985年12月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月15日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1986年版(第56集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
